

## 後期高齢者高額療養費について

1か月の医療費が高額になり、決められた限度額を超えた場合に、限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。限度額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決められています。

○自己負担限度額（月額）

所得区分	外来のみ 【個人ごと】	入院あり（外来＋入院） 【世帯ごと】
現役並みⅢ	252,600 円 + (医療費－842,000 円) × 1% 〈140,100 円〉 ※1	
現役並みⅡ	167,400 円 + (医療費－558,000 円) × 1% 〈93,000 円〉 ※1	
現役並みⅠ	80,100 円 + (医療費－267,000 円) × 1% 〈44,400 円〉 ※1	
一般Ⅱ	18,000 円または (6,000 円＋ (医療費－30,000 円) × 10%) の低いほう ※2 ※3	57,600 円 〈44,400 円〉 ※1
一般Ⅰ	18,000 円 ※2	
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

※1 直近 12 か月の間に外来＋入院の限度額を超えた支給が 4 回以上あった場合、4 回目からは〈 〉内の金額になります。

※2 自己負担額の年間（8月1日から翌年7月31日までの間）の合計額に対して、144,000 円の限度額を設けます。

※3 令和7年10月1日以降は、18,000 円

○・現役並みⅡ／Ⅰ・低所得者Ⅱ／Ⅰの方は、入院又は高額な外来にかかる前に、市町村の担当窓口で「限度額適用・標準負担額認定証／限度額適用認定証」の交付を受けてください。

**該当者には、毎月九戸村役場税務住民課から申請書及び申請案内を送付いたします。税務住民課窓口にて申請してください。**

【問い合わせ】

税務住民課国保住民係（電話 42-2111 内線 212）